4/23

北斗市議会議員選挙

4月23日執行の北斗市議会議員選挙のお知らせです。なお、4月9日(日)選挙期日の北海道知事選挙・北海道議会議員選挙については、広報ほくと3月号をご覧ください。

投票ができる方

●住所要件／令和5年1月15日以前に引き続き、北斗市の住民基本台帳に記録されている方。

●年齢要件／平成17年4月24日までに生まれた方。

投票の方法

●投票時間／投票日当日午前7時～午後8時

●入場券を持参してください。

※市選挙管理委員会から送付されてきた「投票所入場券」をお持ちください。

※投票所入場券は圧着ハガキで送ります。ハガキには、4人分の入場券が印刷されていますので、一人分ずつ切り離し、ご本人分を持参してください。

※投票所入場券をなくした場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員へお申し出ください。

期日前投票

選挙当日に予定などがあり投票所へ行けない方は期日前投票ができます。

●期間／4月17日(月)～4月22日(土)

●時間／午前8時30分～午後8時

●場所／市役所1階大会議室、総合分庁舎、七重浜住民センター、茂辺地支所、イオン上磯店※

※なお、イオン上磯店は、4月20日(木)～4月22日(土)午前10時～午後8時までの開設となります。

不在者投票

仕事や旅行などで北斗市以外の場所に滞在している方や、病院に入院中または老人ホームなどに入所（指定病院、指定施設に限る）の方は、滞在先の市町村や病院などで不在者投票をすることができます。

●投票できる期間／4月17日(月)～4月22日(土)

※滞在先の市町村で投票する場合は、事前に投票のできる日時などを確認してください。

●投票前の手続き

「不在者投票請求書兼宣誓書」を北斗市選挙管理委員会に提出し、投票用紙などの交付を受けてください。（投票できる期間前でも請求することができます。）

※選挙期日（投票日）まで北斗市選挙管理委員会に投票が届かない場合は無効となりますので、北斗市選挙管理委員会への請求も含めて、お早めに手続きを済ませてください。

※「不在者投票請求書兼宣誓書」は北斗市のホームページからダウンロード可能です。

投票用紙等のオンライン請求

不在者投票の投票用紙等の請求をマイナポータルの「ぴったりサービス」で行うことができます。ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

詳しくはマイナポータルのホームページをご覧ください

郵便による不在者投票（在宅投票）

在宅投票は、自宅で投票用紙に記入し、北斗市選挙管理委員会へ郵送することで投票ができる制度です。身体に重度の障がいのある方や要介護状態区分が要介護5となっている方は、「郵便投票証明書」の交付を事前に受けることで、郵便による在宅投票ができます。

また、新型コロナウイルス感染症により、施設や自宅で療養されている方で、一定要件に該当する方も郵便投票ができます。

詳しくは、北斗市選挙管理委員会にお問い合わせください。

開　票

●開票所場所／北斗市総合文化センターかなで～る　大会議室

●開票開始時間／午後9時10分

●入場の制限／会場の都合上、開票所へ入場できる人数を50人に制限します。午後8時30分より先着順に入場券を配布します。

選挙公報の発送について

選挙公報は、4月21日までに新聞折り込みにより配布する予定です。また、配布する選挙公報は、北斗市選挙管理委員会のホームページよりご覧いただけます。

問　市選挙管理委員会（市役所総務課内）　［内線191・192］
E-mail:senkyo@city.hokuto.hokkaido.jp